医療法人宏友会　デイサービスセンター城山クラブ
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護相当サービス
重要事項説明書

1　指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを提供する事業者

事業者名称	医療法人　宏友会　さとう内科医院
代表者氏名	理事長　佐藤剛
本社所在地	長崎市富士見町 3 番 25 号
電話番号	095-861-1477
法人設立年月日	平成 3 年 7 月 24 日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス事業所 医療法人宏友会デイサービスセンター城山クラブ
介護保険指定事業所番号	4270108147
事業所所在地	長崎市城山町 18 番 19 号
連絡先 相談窓口担当者名	TEL:095-865-7070　　FAX:095-865-7766 佐藤宏美　・　寺下圭及子（ご不明な点は何なりとお尋ねください）
利用定員	指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの定員 15 名
通常の事業実施地域	長崎市（富士見町、城山町、宝栄町、竹の久保町、春木町、城栄町、花園町、青山町、若草町、立岩町、金堀町、城山台、小江原、梁川町、渕町、稲佐町、曙町、手熊町、上浦町、柿泊町、小江町、江里町、緑が丘、清水町、白鳥町、西町、柳谷町、西北町、千歳町、泉町）とする。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人宏友会デイサービスセンター城山クラブ（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員（さとう内科医院と連携して対応）、機能訓練指導員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という）が、①社会的孤立感の解消、②心身機能の維持、③利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、事業対象者（以下「利用者」という）に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	①　従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。 ②　従業者は、事業提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。 ③　事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 ④　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、8 月 14 日から 8 月 15 日、12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。
営業時間	8 時 15 分から 17 時 30 分

(4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、8 月 14 日から 8 月 15 日、12 月 31 にちから 1 月 2 日までを除く。
サービス提供時間	9 時 15 分から 16 時 20 分

(5)事業所の職員体制

管理者　　佐藤宏美

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、①事業所の従業者の管理、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ②従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 名(常勤兼務)
生活相談員	生活相談員は、①利用者の心身の状況を的確に把握し、地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書を作成し、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 ②それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行い、計画書の変更を行います。	3 名(常勤 3 うち兼務 3 名)
看護職員	看護職員は、①サービス提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 ②利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名(非常勤兼務 1 名) さとう内科医院と連携して対応
介護職員	介護職員は、地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書を作成し、その計画書に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	5 名以上(常勤 4 名以上うち兼務 2 名、非常勤 1 名)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	2 名(非常勤兼務 2 名)

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類		サービスの内容
地域密着型通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画の作成		1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画を作成します。 2. 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の合意を得、計画書を交付します。 3. 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
生活指導、相談援助		利用者及びその家族からの生活面での相談に応じます。
利用者居宅への送迎		利用者の居宅から施設までの送迎を行います。
健康のチェック		脈拍・血圧・体温等全身の観察を行い、ご利用中も健康に留意していきます。また、必要な時は主治医の意見を聴きながら、ご利用者が健康で安心して通所できるよう援助していきます。
個別機能訓練		個々の利用者の状態に適切に対応する個別の機能訓練実施計画書を作成しこれに基づき機能訓練を提供します。
日常生活上の世話	食事等の提供及び介助	当施設オリジナルメニューにより、安全な食材で調理し、食事を楽しんで頂けるよう心がけます。必要な方には食事介助も行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、服薬の声掛けやお手伝い、服薬確認を行います。
	口腔ケア介助	食事の後は口腔ケアの声掛けと義歯の洗浄のお声掛けやお手伝いを行います。
	入浴の提供及び介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪を行います。安全で安心出来る入浴を心がけ利用者の清潔と整容の維持に努めます。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、定時での声掛け、排泄の介助、パット等の交換を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱などを通じた訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものです。この 7～9 割が介護保険から給付されるもので、1～3 割は利用者の自己負担となります。（介護保険負担割合証を元に）

介護保険外で利用される場合は、利用料は全額自己負担となります。

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の学はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計により翌月 10 日前後に請求致します。

地域密着型通所介護利用料（サービス提供時間 7 時間以上 8 時間未満）					1単位＝10.14 円
要介護度	基本単位	利用料	1割負担	2 割負担	3 割負担
要介護　1	753 単位/回	7635 円	764 円	1527 円	2291 円
要介護　2	890 単位/回	9025 円	903 円	1805 円	2708 円
要介護　3	1032 単位/回	10464 円	1046 円	2093 円	3139 円
要介護　4	1172 単位/回	11884 円	1188 円	2377 円	3565 円
要介護　5	1312 単位/回	13304 円	1330 円	2661 円	3991 円

※　サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等によりサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

※　利用者に対して送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（477 円）（1 割負担 48 円、2 割負担 95 円、3 割負担 143 円）が減額されます。

※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り基本料について 1 回につき 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。ただし利用者数の減少に対するための経営改善に時間を要すること、その他特別の事情があると認められる場合には当該加算の期間が終了した月の翌月から 3 月以内に限り、引き続き加算します。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算　Ⅰ	40	405 円	40 円	81 円	121 円	1 日につき
入浴介助加算　Ⅱ	55	557 円	55 円	111 円	167 円	1 日につき
個別機能訓練加算　Ⅰ-イ	56	567 円	56 円	113 円	170 円	1 日につき
個別機能訓練加算　Ⅱ	20	202 円	20 円	40 円	60 円	1 月（データ提出月）
生活機能向上連携加算Ⅰ（3 月に 1 回を限度）	100	1014 円	101 円	202 円	304 円	1 月につき
生活機能向上連携加算Ⅱ（3 月に 1 回を限度）	200	2028 円	202 円	405 円	608 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算	40	405 円	40 円	81 円	121 円	1 月（データ提出月）
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6 月に 1 回を限度）	20	202 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
ADL維持等加算　Ⅰ ※　基準を満たした年のみ	30	304 円	30 円	60 円	91 円	1 月につき
ADL維持等加算　Ⅱ ※　基準を満たした年のみ	60	608 円	60 円	121 円	182 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	223 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 8/100	左記の単位数×10.14	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

※ 入浴介助加算Ⅰは、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。

※ 入浴介助加算Ⅱは、理学療法士等が利用者宅を訪問し利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し同計画に基づき個別の入浴介助を行う場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算Ⅰ-イは、理学療法士等が多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所もしくは医療提供施設の理学療法士等が当事業所を訪問またはICTを活用した動画等により利用者の状態を把握したうえで、当事業所の機能訓練指導員等と共同で利用者の状況の評価及び個別機能訓練計画を作成し、これに基づいた機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進歩状況は 3 月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。（Ⅱは利用者宅を訪問した場合に算定します）

※ 科学的介護推進体制加算は、利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、また必要な情報を活用している場合に算定します。

※ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰは、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態と栄養状態の確認を行い、担当する介護支援専門員に当該情報提供を行った場合に算定します。

※ ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働省が定める基準に適合しているものとして届け出した事業所が、利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合に算定します。区分支給限度額の対象外となります。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等に取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度額の対象外となります。

介護予防通所介護相当サービス利用料					1単位＝10.14 円
要介護度	基本単位	利用料	1割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者 ・ 要支援 1	1798 単位/月	18232 円	1823 円	3646 円	5470 円
事業対象者 ・ 要支援 2	3621 単位/月	36717 円	3672 円	7343 円	11015 円

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算Ⅰ（3 月に 1 回を限度）	100	1014 円	101 円	202 円	304 円	1月につき
生活機能向上連携加算Ⅱ1（3 月に 1 回を限度）	200	2028 円	202 円	405 円	608 円	1月につき
生活機能向上連携加算Ⅱ2（3 月に 1 回を限度）	100	1014 円	101 円	202 円	304 円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	405 円	40 円	81 円	121 円	1月（データ提出月）
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6 月に 1 回を限度）	20	202 円	20 円	40 円	60 円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ-1(事業対象者・要支援 1)	88	892 円	89 円	178 円	267 円	1月につき

サービス提供体制強化加算Ⅰ-1(事業対象者・要支援2)	176	1784円	178円	356円	535円	1月につき
介護職員処遇改善加算　Ⅲ	所定単位数の8/100	左記の単位数×10.14	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※　利用者に対して送迎を行わない場合は、片道につき47単位(477円)(1割負担48円、2割負担95円、3割負担143円)が減額されます。

介護保険給付対象外のサービス利用料　※下記の利用料は全額利用者自己負担となります。

介護保険給付対象外のサービス利用料	
食材料・調理代	1日650円
紙パンツ・パット・歯ブラシ・義歯ブラシ等代	実費
野外活動費	実費
その他日常生活費、利用者の希望により購入するアクティビティ・サービス(趣味活動・体操等)における材料費等	実費
送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求します。
キャンセル料	利用中止の連絡は前日午後5時までにお願いします。利用中止の事由のいかんに関わらず、前日午後5時以降キャンセルをされた場合、キャンセル料として食事材料費400円を徴収させていただきます。尚前日が日曜、祝日の場合は前々日の午後5時までにご連絡ください。前々日の午後5時以降はキャンセル料として食事材料費400円を徴収させて頂きます。

※　利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求支払い方法について

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア.利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ.上記に係る請求金額は、利用付翌月10日までにお知らせします。
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用のお支払い方法等	ア.　請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ①　現金支払い ②　事業者指定口座への振り込み イ.お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
代理請求先	利用者家族等 氏名　:　　(続き柄:　　) 連絡先　:

◎ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4　サービス利用にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて頂きます。内容に変更があった場合、更新認定を受けた場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書」を作成します。なお作成した計画書は、利用者又はご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようにお願いします。

(3) サービスの提供は、「地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書」に基づいて行います。なお利用者等の心身の状況や意向の変化により、必要に応じて変更することができます。

5　心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

6　居宅介護支援事業者等との連携

(1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、作成する「地域密着型通所介護計画書・介護予防通所介護相当サービス計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡致します。

7　サービス提供の記録

(1) 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施毎に、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存されます。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することが出来ます。

8　秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密保持について	①　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②　事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①　事業者は、利用者又は利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。 ②　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

9　衛生管理等

(1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底しています。

②　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

③　従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

④　感染力の高い感染症（インフルエンザ･ウイルス性の嘔吐下痢症、疥癬等）を発症した場合、他の利用者への感染を予防するために医師からの許可がでるまではご利用をご遠慮ください。

10　緊急時における対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

協力医療機関	医療法人宏友会さとう内科医院 長崎市富士見町 3-25 095-861-1477
主治医	医療機関名　： 医師氏名　： 電話番号　：
家族等緊急連絡先	氏名　： 住所　： 電話番号　： 携帯番号　：

11　事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【市町村の窓口】 長崎市福祉部介護保険課	所在地:長崎市魚の町 4-1(1 階) 電話番号:095-829-1163

12　非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する防火管理者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する防火管理者　（　管理者　：　佐藤宏美　）

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期　：（　毎年　10 月　・　3 月　）

(4) 地域住民にも避難訓練への参加の働きかけを行う。

13　サービス提供に関する、相談、苦情について

(1) 事業所が提供したサービスについて利用者及び利用者の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(2) 苦情申し立て窓口

事業所の窓口 相談、苦情受付担当者　寺下圭及子 相談、苦情解決責任者　佐藤宏美	長崎市城山町 18-19 電話 095-865-7070　FAX095-865-7766 受付時間 8 時～17 時半
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	長崎市今博多町 8-28-2 電話　095-826-1599
長崎市すこやか支援課	長崎市魚の町 4-1 電話　095-829-1146
長崎県社会福祉協議会 長崎県運営適正化委員会	長崎市茂里町 3-24 長崎県福祉センター2 階 電話　095-842-6410

(3) 苦情解決体制を整備します。

14　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生及び再発を防止するために下記に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者:　佐藤宏美）

(2) 虐待の防止にかかる対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に十分に周知します。

(3) 虐待の防止のための指針、マニュアル等を整備します。

(4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

15　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

(1) 緊急性　・・　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性　・・　身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限ります。

(3) 一時性　・・　利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

16　業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について所見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」と言います）を設置し、おおむね６月に１回以上運営推進会議を開催します。

(3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し

19 研修等

指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、介護員等の資質向上を図るため研修の機会を設け業務体勢を整備します。

(1)　採用時研修　採用後 6 カ月以内

(2)継続研修　マニュアルに沿った施設内研修(随時)、施設外研修(年 2 回)

20　服務規律

従業者は就業規則にある服務規定を遵守します。

21　その他運営に関する重要事項

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は「法人」と「事業所」の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

サービスの契約に当たり上記のとおり説明を行いました。

この重要事項説明書の説明年月日		年　　月　　日
事業者	所在地	長崎市　城山町　18-19
	法人名	医療法人宏友会
	代表者名	理事長　佐藤剛
	事業所名	デイサービスセンター城山クラブ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
家族	住所	
	氏名	
	続柄	

附則:この規定は平成 23 年 6 月 1 日施行する
附則:この規定は平成 23 年 9 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 24 年 4 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 24 年 7 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 24 年 9 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 26 年 3 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 27 年 4 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 27 年 11 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 29 年 1 月 1 日改正する
附則:この規定は平成 30 年 4 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 3 年 2 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 3 年 4 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 4 年 12 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 6 年 2 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 6 年 4 月 1 日改正する
附則:この規定は令和 6 年 6 月 1 日改正する